

平成30年8月26日執行香川県議会議員補欠選挙における選挙運動に関する  
支出金額の制限額（法定選挙運動費用）について

$$\text{法定選挙運動費用} = \frac{\text{選挙時登録日現在選挙人名簿登録者数}}{\text{当該選挙区内の議員の定数}} \times \text{人数割額} + \text{固定額}$$

（参照） 公職選挙法第194条  
公職選挙法施行令第127条

○高松市選挙区

$\frac{357,450\text{人}}{15\text{人}} \times 83\text{円} + 3,900,000\text{円} = \underline{5,877,900}\text{円}$
--

（百円未満の端数は百円とする。）

○三豊市選挙区

$\frac{56,008\text{人}}{3\text{人}} \times 83\text{円} + 3,900,000\text{円} = \underline{5,449,600}\text{円}$
--

（百円未満の端数は百円とする。）

（参考） 平成27年4月12日執行 香川県議会議員選挙 法定選挙運動費用

高松市選挙区 5,827,900円

三豊市選挙区 5,472,600円